

パインブリッジ 米国住宅支援機関債ファンド

<為替ヘッジあり>

<為替ヘッジなし>

追加型投信／海外／債券

愛称：

ミスターホーム

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会規則の信用リスク集中回避のための投資制限(分散投資規制)に定められた比率を超えて、特定の発行体の発行する銘柄に集中して投資する、特化型運用を行うファンドです。



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書(交付目論見書)です。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできる他、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ*
追加型投信	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券))	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり(フルヘッジ) なし

*為替ヘッジの属性について、当ファンドの<為替ヘッジあり>は「あり」に、<為替ヘッジなし>は「なし」に区分されます。
 ※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
 ※商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)をご参照ください。

- この目論見書により行う「パインブリッジ米国住宅支援機関債ファンド<為替ヘッジあり>/<為替ヘッジなし>」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2019年9月13日に関東財務局長に提出しており、2019年9月14日にその届出の効力が生じております。

- 本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は請求目論見書に添付されております。

- 当ファンドは、商品内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認します。

- 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

委託会社 **パインブリッジ・インベストメンツ株式会社**
(ファンドの運用の指図を行います。)

- 金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第307号
- 設立年月日：1986年11月17日
- 資本金：1,000百万円
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：350,678百万円 (2020年1月末現在)

照会先

[電話番号] 03-5208-5858(営業日の9:00~17:00)
[ホームページ] <https://www.pinebridge.co.jp/>

受託会社 **三菱UFJ信託銀行株式会社**
(ファンドの財産の保管及び管理を行います。)

1.

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主として米国政府機関・政府支援機関が発行する米国ドル建て米国住宅ローン担保証券（米国住宅支援機関債）に投資し、安定的な収益の確保を図りつつ、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

ファンドの特色

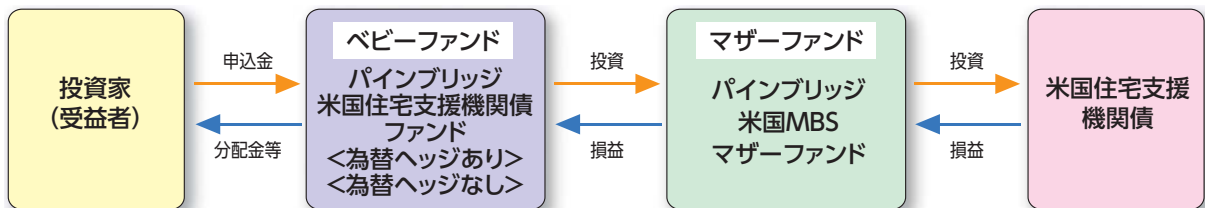
1

パインブリッジ米国MBSマザーファンド（以下、マザーファンドといいます。）への投資を通じて、米国政府機関・政府支援機関が発行する米国ドル建て米国住宅ローン担保証券（米国住宅支援機関債）に限定して投資を行うことで、信用リスクの低減を図ります。

- 当ファンドにおいて、米国住宅支援機関債とは、住宅の安定供給を支援することを目的に設立された機関（米国政府機関の連邦政府抵当金庫（ジニーメイ）、米国政府支援機関の連邦住宅抵当公庫（ファニーメイ）および連邦住宅金融抵当金庫（フレディマック））の発行または支払保証が付された住宅ローン担保証券（以下、MBS（モーゲージ証券）といいます。）のことを指します。
- 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

<ファミリーファンド方式とは>

受益者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う、複数のファンドを合同運用する仕組みをいいます。



※マザーファンドは、他のベビーファンドが共有する可能性があります。

2

実質組入れの外貨建て資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則として為替のヘッジを行う<為替ヘッジあり>と、原則として為替ヘッジを行わない<為替ヘッジなし>があります。

為替ヘッジとは

為替ヘッジとは、当該通貨間にある短期金利差（為替ヘッジコスト）を負担することで、為替変動リスクを回避する手段です。為替ヘッジを行うことで、円高が日々の基準価額の下落要因にならないかわりに、円安は基準価額の上昇要因にはなりません。

3

マザーファンドの運用にあたっては、パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー（PineBridge Investments LLC）に外貨建て資産の運用に関する権限を委託します。

- パインブリッジ・インベストメンツ（委託会社）が属するPineBridge Investments は、ニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地の拠点で、投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中の国や地域に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しております。

4

年4回(3・6・9・12月の各15日、休業日の場合は翌営業日)決算を行い、利子・配当等収益(インカム収入)を中心に分配を行います。なお、将来の分配金が保証されているものではなく、分配対象額が少額の場合等、分配を行わないこともあります。

【分配のイメージ図】



※上記はイメージ図であり、将来の分配金のお支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
 ※繰上償還が決定した場合、償還日は「2020年5月19日(火)」となります。

主な投資制限

- 株式への実質投資は、転換社債の転換請求ならびに転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得するものに限り、実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 外貨建て資産への実質投資割合には、制限を設けません。

当ファンドは米国政府機関・政府支援機関が発行する米国住宅支援機関債に集中して投資を行うため組入構成が特定の発行体に集中しますので、大きな損失が発生する可能性があります。資金動向や市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

<当ファンドの運用担当者に係る事項>

パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー 米国MBS運用チーム
 運用担当者：2名、平均運用経験年数：25年（2020年1月末現在）

追加的記載事項

当ファンドは繰上償還を行うための手続きを行っており、2020年5月19日付で繰上償還を行う予定です。ただし、書面決議において、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる賛成が得られない場合には、繰上償還は行いません。

2.

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建て資産には為替変動リスクもあります。）を主要投資対象としますので、基準価額は変動します。特に、当ファンドは米国政府機関・政府支援機関が発行する米国住宅支援機関債に集中して投資を行うため組入構成が特定の発行体に集中しますので、大きな損失が発生する可能性があります。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。

当ファンドが有する主なリスク要因は以下の通りです。

価格変動リスク	一般に債券の価格は、経済・社会情勢、発行体の業績・信用状況、経営・財務状況ならびに市場の需給等の影響を受け変動します。組入銘柄の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。
金利変動リスク	債券の価格は金利変動の影響を受けます。一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落します。また、金利変動は、住宅ローン利用者の借換えや繰上返済等の動向にも影響を与えるため、住宅ローン債権を裏付けとする米国住宅支援機関債の価格にも影響を与えることがあります。
信用リスク	発行体の倒産や財務状況の悪化、担保となる住宅ローンの信用力の低下、債務不履行等の影響を受け、有価証券の価格は大きく下落します。
為替変動リスク	外国為替相場は、金利動向、政治・経済情勢、需給等により変動します。この影響を受け外貨建て資産の価格が変動し、基準価額が下落することがあります。 <為替ヘッジあり>は、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたって、ヘッジ対象通貨と円との金利差相当分のヘッジコストがかかります。 <為替ヘッジなし>は、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接的に受けます。
流動性リスク	組入有価証券を売買する場合に、需給状況等により希望する時期および価格で売買できないことがあります。
特定の銘柄への集中投資リスク	当ファンドは、原則として米国政府機関・政府支援機関が発行する米国住宅支援機関債に集中して投資するため、当該機関の業績・財務状況・規制等の変化により大きな影響を受けます。したがって、幅広い業種に分散投資するファンドと比較して、基準価額の変動が大きくなる可能性があります。
米国住宅支援機関債固有の投資リスク	米国住宅支援機関債は、住宅ローン利用者からの返済などに伴い、元本の一部または全部が繰上償還されます。繰上償還の増減が米国住宅支援機関債の価格に影響を及ぼす可能性があります。また、償還された元本は再投資することになりますが、市況動向により利回りが低下する可能性があります。 発行体である米国政府機関・政府支援機関や米国住宅支援機関債を取り巻く規制等の変更により、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファミリーファンド方式で運用されるため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金移動があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

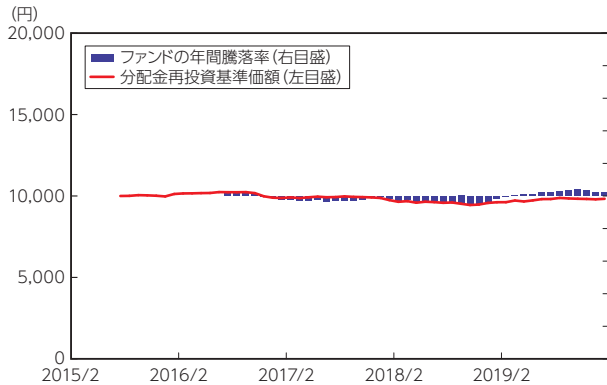
リスクの管理体制

- 運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。
- 法務コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。
- 運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。

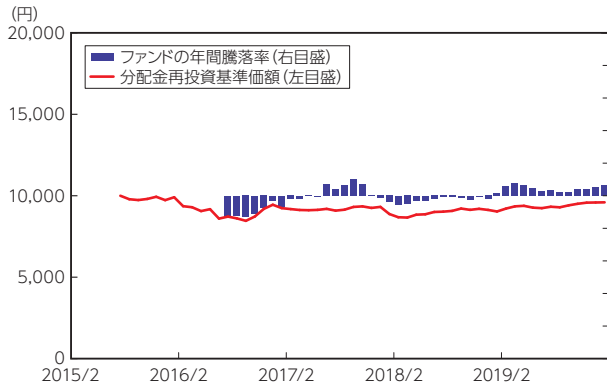
参考情報

<年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移>

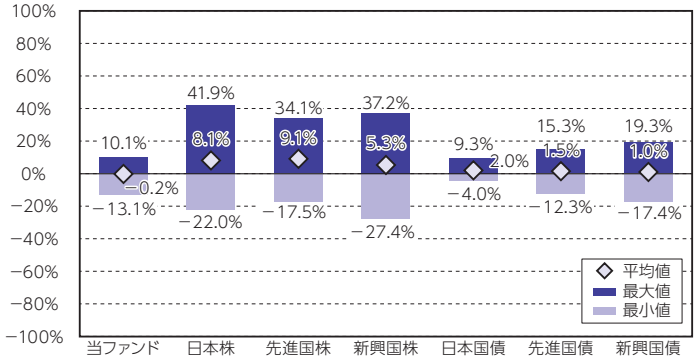
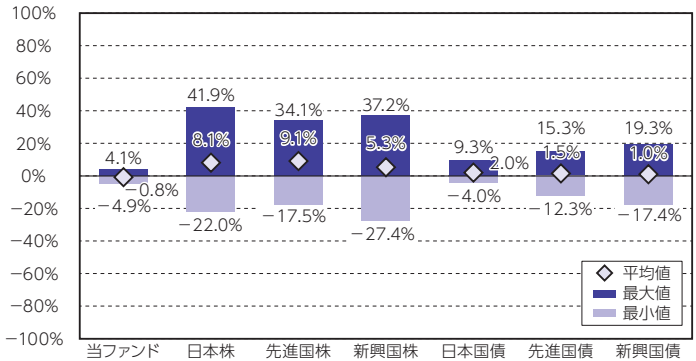
● 為替ヘッジあり



● 為替ヘッジなし



<代表的な資産クラスとの騰落率の比較>



※代表的な資産クラスとの騰落率の比較は、2015年2月～2020年1月の5年間の各月末における1年騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したもので、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。なお、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※当ファンドは2015年7月31日設定のため、分配金再投資基準価額は2015年7月～2020年1月、当ファンドの年間騰落率および平均値・最大値・最小値は2016年7月～2020年1月の値を記載しています。

※騰落率は税引前の収益分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

● 各資産クラスの指数

- 日本株：東証株価指数(TOPIX) 配当込み
- 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み・円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(ヘッジなし・円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

東証株価指数(TOPIX) 配当込みは、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株式会社東京証券取引所が有しています。

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み・円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円ベース)は、MSCI Inc.が開発した指数で、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が作成している指数で、同指数に関する知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより算出および公表されている債券指数であり、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(ヘッジなし・円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出・公表する指数で、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

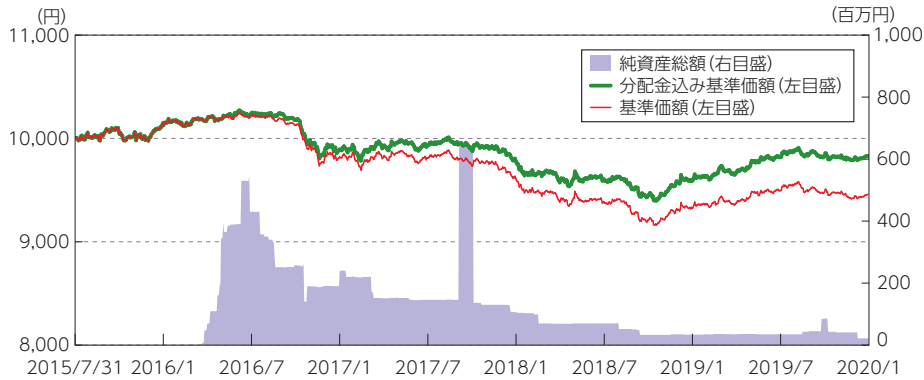
3.

運用実績

基準価額・純資産の推移

(設定日～2020年1月末)

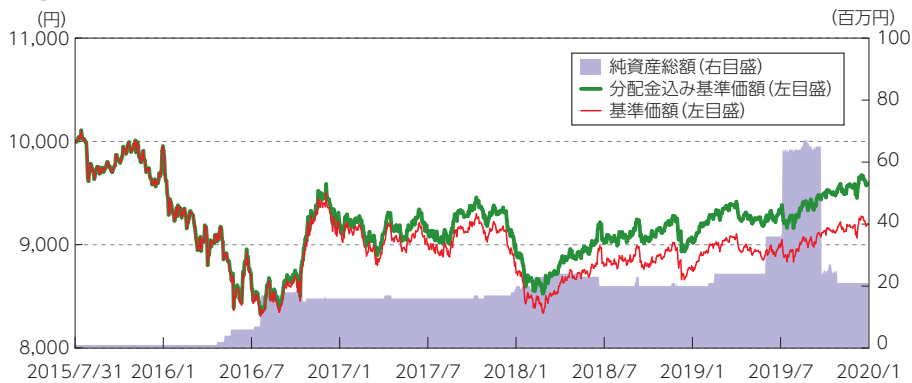
● 為替ヘッジあり



(2020年1月末現在)

基準価額
9,451円
純資産総額
23百万円

● 為替ヘッジなし



(2020年1月末現在)

基準価額
9,201円
純資産総額
21百万円

※上記の分配金込み基準価額は、過去に支払われた分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

分配の推移

(1万口あたり、課税前)

● 為替ヘッジあり

2019年12月	25円	2019年6月	25円	2018年12月	25円
2019年9月	25円	2019年3月	25円	設定来累計	375円

● 為替ヘッジなし

2019年12月	25円	2019年6月	25円	2018年12月	25円
2019年9月	25円	2019年3月	25円	設定来累計	375円

主要な資産の状況 (2020年1月末現在)

● 為替ヘッジあり

パインブリッジ米国 MBS マザーファンド	97.21%
キャッシュ等	2.79%

● 為替ヘッジなし

パインブリッジ米国 MBS マザーファンド	98.32%
キャッシュ等	1.68%

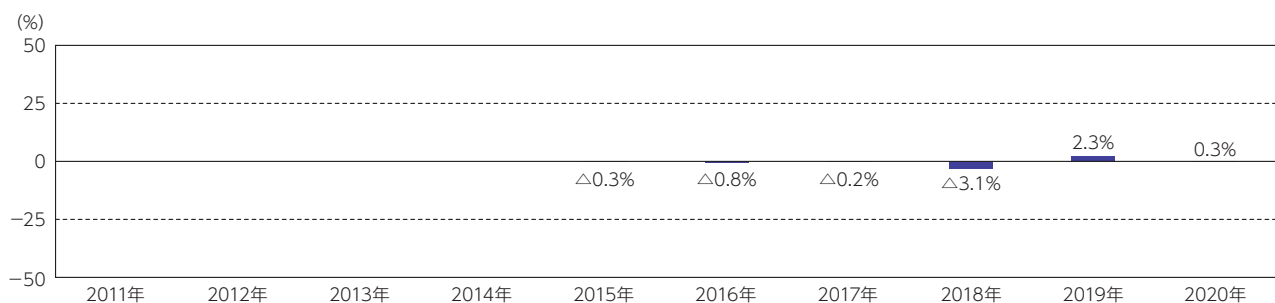
● パインブリッジ米国 MBS マザーファンドの主要な資産の状況

国名	銘柄名	クーポン(%)	償還日	投資比率 (%)
アメリカ	GINNIE MAE POOL MA3035	4.000	2045/ 8 /20	7.37
アメリカ	FREDDIE MAC POOL Q45095	3.500	2046/12/ 1	6.51
アメリカ	FREDDIE MAC POOL G08676	3.500	2045/11/ 1	6.31
アメリカ	FREDDIE MAC POOL G07998	4.500	2044/ 7 / 1	4.94
アメリカ	FANNIE MAE POOL AL1715	3.000	2027/ 5 / 1	4.75
アメリカ	FANNIE MAE POOL BC0326	3.500	2045/12/ 1	4.69
アメリカ	FANNIE MAE POOL MA3612	4.000	2039/ 3 / 1	4.64
アメリカ	GINNIE MAE POOL MA3375	3.000	2046/ 1 /20	4.25
アメリカ	US TREASURY N/B	1.625	2029/ 8 /15	4.04
アメリカ	GINNIE MAE POOL MA3523	4.500	2046/ 3 /20	3.85

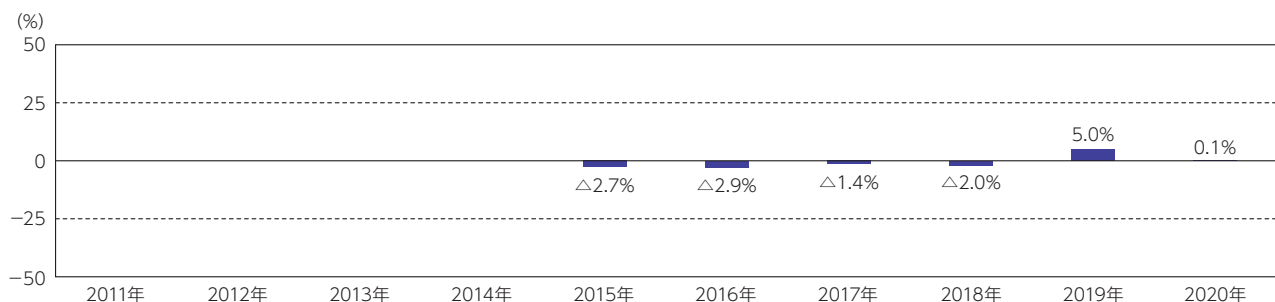
※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移 (過去10年間/暦年ベース)

● 為替ヘッジあり



● 為替ヘッジなし



※ファンドの収益率は分配金込み基準価額を基に算出しています。また、2015年は設定日(7月31日)から年末まで、2020年は年初から1月末までの騰落率を表示しています。なお、当ファンドにはベンチマークはありません。

**前記は過去の実績であり、将来の投資成果等をお約束するものではありません。
最新の運用状況は、委託会社または販売会社のホームページ等でご確認いただけます。**

4.

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	ニューヨーク証券取引所の休業日、またはニューヨークの銀行休業日のいずれかと同じ日付の場合
申込締切時間	原則として午後3時まで
購入の申込期間	2019年9月14日(土)から2020年9月14日(月)まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。ただし、繰上償還が決定した場合、申込期間は「2020年5月15日(金)まで」となります。
換金制限	ありません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で購入の申込を受付けない場合があります。 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込の受付を中止すること、及びすでに受付けた購入・換金を取消することができます。
信託期間	2025年7月31日(木)まで(信託設定日：2015年7月31日(金)) ※繰上償還が決定した場合、信託期間は「2020年5月19日(火)まで」となります。
繰上償還	この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは一部解約により受益権の総口数が5億口を下回ることとなった場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	原則として、3・6・9・12月の各15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年4回、収益分配方針に基づいて決算を行います。 ※当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	各ファンド 1兆円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	6ヵ月毎(6月、12月)及び償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除・益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.3% (税抜3.0%) の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。	購入時手数料は、商品説明、募集・販売の取扱事務等の対価
信託財産留保額	ありません。	

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	運用管理費用の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に 年1.133% (税抜年1.03%) 以内 の率を乗じて得た額とし、毎決算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払います。運用管理費用(年率)は、毎計算期間開始日の前月末における米国の新発10年国債利回り(原則として、ブルームバーグ社発表の米国国債ジェネリック10年の終値)に応じて、純資産総額に対して以下の率とします。			
	<運用管理費用の内訳>			
	米国の新発10年 国債利回り	4%未満の 場合	4%以上の 場合	
	運用管理費用	0.913% (税抜0.83%)	1.133% (税抜1.03%)	運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の基準価額×信託報酬率
	(委託会社)	0.44% (税抜0.4%)	0.55% (税抜0.5%)	委託した資金の運用、交付運用報告書等の作成、ファンドの監査等の対価
(販売会社)	0.44% (税抜0.4%)	0.55% (税抜0.5%)	交付運用報告書等各種資料の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	
(受託会社)	0.033% (税抜0.03%)	0.033% (税抜0.03%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価	
※委託会社の受取る報酬には、マザーファンドの運用にかかる権限の委託先への報酬やファンドの監査費用等が含まれます。				
その他の費用 ・ 手数料	当ファンドにおける有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の保管費用等について、保有期間中に信託財産よりご負担いただきます。			
	※その他の費用・手数料は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。			
<p>売買委託手数料は、有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料</p> <p>保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転に要する費用</p>				

※ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することはできません。

税 金

- ・税金は下記の表に記載の時期に適用されます。
- ・下記の表は個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
収 益 分 配 時	所得税及び地方税	〈配当所得として課税〉 普通分配金に対して20.315%
換金時及び償還時	所得税及び地方税	〈譲渡所得として課税〉 差益(譲渡益)に対して20.315%

- ・上記税率は2020年1月末現在のものです。
- ・少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・外貨建て資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

